

令和5年度 保育園・認定こども園・小規模保育室 入園手引き



入園を申し込む前に、よくお読みください。

【受付窓口】

〒366-8501 深谷市仲町11-1

深谷市役所 こども未来部 保育課 保育係

TEL 048(574)8648

FAX 048(551)4480

岡部市民生活課 川本市民生活課 花園市民生活課

保育園・認定こども園・小規模保育室とは

保育園・認定こども園（保育認定）・小規模保育室（以下 保育園）とは、保護者の就労、病気などのため、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者に代わって保育することを目的とする施設です。

保育の必要性の基準

入園することができる児童は、その家庭において保育の必要性が認められる（児童の保護者のいずれもが次のいずれかの事情により、その児童を保育することができないと認められる）児童です。

- ① **就労（居宅外労働）** 昼間家庭の外で仕事をしていること
（居宅内労働） 昼間家庭内で家事以外の仕事をしていること
- ② **妊娠・出産** 妊娠中または出産後間がないこと
※出産予定月の2か月後の末日で退園となります。
- ③ **疾病・障害** 疾病等の状態にある、または心身に障害があること
- ④ **介護等** 長期間にわたっての疾病等、または心身に障害がある親族を常時介護していること
- ⑤ **災害復旧** 震災、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- ⑥ **求職活動** 児童の親が求職活動を行っていること
- ⑦ **就学** 児童の親が就学していること
- ⑧ **虐待・DVのおそれがあること**

| | 新入園（4月入園） | 年度途中入園（4月以外の入園） |
|----------|--|--|
| 申請場所 | 保育課および各総合支所市民生活課 | |
| 申請期間（期限） | 令和4年11月1日（火）から 11月30日（水）まで（土曜、日曜および祝日を除く。） | 希望する月の前月の10日まで （10日が土曜、日曜又は祝日に当たる場合はその翌日） |
| 申請書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・入園申込書 ・就労証明書または現況届（労働以外） ・保育施設入園児童に関する確認書 ・認可保育園等申込みに関する確認書 | <ul style="list-style-type: none"> ・入園申込書 ・就労証明書または現況届（労働以外） ・保育施設入園児童に関する確認書 ・認可保育園等申込みに関する確認書 |
| 入園審査 | <p>希望の保育園に入園が内定した場合は、令和5年2月中旬に内定通知を発送します。それまで特に連絡は行いません。</p> <p>希望の保育園に入園できない場合は、審査期間中（令和5年2月中旬まで）に電話連絡いたしますので、次のいずれかを選んでいただきます。</p> <p>ア 別の保育園を希望する。 イ 希望の保育園の空き待ちをする。 ウ 入園申込みを取り下げる。</p> <p>選考の結果保育園に入園できなかったかたには、保育園入園保留通知書を令和5年3月上旬に送付します。</p> <p>利用者負担額（以下「保育料」という）・学童保育料に滞納があり、納付相談をしていない場合は期間外審査（11月30日までに申請したかたの審査終了後の空き状況による審査）に移行しますのでご注意ください。</p> | <p>入園が決定した場合、内定通知を送付します。</p> <p>入園できなかった場合、保育園入園保留通知書を20日頃送付します。</p> <p>また、取り下げの連絡がなければ、空き待ちとなり、その年度の3月入園の審査まで審査対象となります。</p> <p>ただし、保育の必要性が止んだ場合は、その時点で審査の対象外となります。（空き待ちのまま、出産予定日から2か月以上経過した場合等）</p> <p>次の年度の申込みは別途必要となります。</p> |
| 入園説明 | 保育園にお問い合わせください。 | 保育園にお問い合わせください。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者のかたから提出していただいた申込書類等に基づき、保育の必要性の高い世帯（児童）から入園者を決定します。また、定員以上の申込みがあった場合は、欠員が出るまでお待ちいただくことがあります。 ・保育園の申込みをしたかたで、取り下げる場合は保育課に連絡してください。 ・各月の1日が入園日となります。 ・産休・育休明け等の理由で入園を希望するかたは、出生前であっても申込みを受け付けます。 ・保育園の方針等はそれぞれ異なりますので、事前に見学をお願いします。 ・他市区町村の保育園を申込みされる場合は、必要書類、申込み締切等が市区町村によって異なりますので、希望保育園のある各市区町村に各自で確認のうえ申込みをお願いします。 <p>※保育料・学童保育料に滞納がある場合には、入園審査の指数にて大きく減点になります。</p> <p>※転園申請について、入園決定後に元の保育園に戻す場合は再度新規入園の申請となります。</p> <p>※保育園入園審査結果について、通知発送前は電話でのお問い合わせに回答できませんのでご了承下さい。</p> | |

1 提出書類について

(1) 入園申込書 児童1人につき1枚提出してください。

(2) 就労証明書 または 現況届(労働以外)

児童と同居(二世帯住宅、別棟含む)し、又は同一生計を営む父母が保育できないことを証明する書類です。それぞれのかたにつき、次に掲げるもののうちいずれかを、入園申込時に提出してください。なお、証明書類は、保育園に児童を2人以上申し込む場合であっても、1部で結構です。公立学童保育室と同時の申込みの場合は、原本を保育園、写しを公立学童保育室の申込みで使用してください。

① 就労証明書 働いている場合(内定を得ている場合も含まれます。)

※産休・育休明けの場合

- ・所定の欄に産休・育休期間及び復職年月日を必ず記入してください。
- ・入園を希望する月の翌月15日まで(15日が土日祝の場合は次の平日)に復職する必要があります。
- ・就労証明書の「NO.13 育児休業の取得」の期間から短縮または延長できる場合は、必ず備考欄又は確認書に記入するか、申請時にお申し出ください。
- ・育児休業明けに入園が決定した場合は、入園後(復職後)に復職証明書を入園月の翌月10日までに提出してください。提出がない場合は退園となります。

② 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定現況届(労働以外)

働いていない場合(求職活動の場合も含まれます。)

※それぞれ以下に指定する書類を添付してください。

- ・疾病等の場合 医師の診断書の写し、身体・療育・精神手帳の写し
- ・母親の出産の場合 母子手帳の表紙および出産予定日が記入してあるページの写し
- ・障害者手帳をお持ちの場合 身体、療育、精神手帳の写し
- ・介護等の場合 医師の診断書の写し
- ・就学の場合 学生証または合格証明書の写し及び時間割など

- * 注意・母親の出産の場合、出産予定月から2か月を迎えた月の末日で退園となります。出産予定月を過ぎて翌月に出産した場合は、退園となる月の10日までに保育課へ連絡のあった場合のみ、確認後に実施期間が1か月延長となります。(市内保育園のみ)
- ・求職活動での保育園入園は、早急に勤務先を決定し、就労証明書を提出してください。入園月の翌々月10日までに提出がない場合は、退園となります。

(3) 保育施設入園児童に関する確認書 児童1人につき1枚提出してください。

(4) 認可保育園等申込みに関する確認書 児童1人につき1枚提出してください。

虚偽の申込みがなされた場合、その申込みは無効となります。入園承諾後においても、その承諾は取り消されます。

保育料を滞納しますと、給与差押えなどの滞納処分を受けることがありますのでご注意ください。

2 入園してから

(1) 保育時間

園によって異なりますので、各保育園に直接お問い合わせください。

(2) 入園当初の保育

入園当初、新規入園児童が集団生活に慣れるまでの間は短時間保育となる場合があります。

(3) 給食

3歳未満児 完全給食（公立、私立を問わず。）

3歳以上児 完全給食（別途主食代と副食代がかかります。）の保育園と副食給食（主食は持参していただき、別途副食代がかかります。）の保育園があります。

※アレルギー対応に関し、公立保育園では、医師の診断による「生活管理指導表」を提出していただいた上で、ご相談に応じます。

なお、私立保育園については各保育園に直接お問い合わせください。

(4) 変更の届出

次の場合は必ず保育課または各総合支所市民生活課で手続きを行ってください。

| | 提出物 | 提出期限 |
|----------------|---|---|
| 家族構成が変わるとき | | |
| 氏名が変わるとき | 教育・保育給付認定変更届出書 | ※変更が生じた時点で保育課にお申し出下さい。 |
| 連絡先・居住地が変わるとき | | |
| 仕事先が変わるとき | 就労証明書 | ※変更が生じた時点で保育課にお申し出下さい。 |
| 仕事を辞めたとき | 教育・保育給付認定変更申請書 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定現況届（労働以外） | ※変更が生じた時点で保育課にお申し出下さい。 仕事を辞めた後、2か月10日以内に就労証明書の提出がない場合は3か月で退園となります。 |
| 保育の必要量に変更になるとき | 教育・保育給付認定変更申請書 | 毎月20日までに申請。翌月分から変更 |
| 退園するとき | 教育・保育給付認定変更申請書 | 原則、退園する月の10日まで |

3 保育料

保育料は保育施設の運営に必要な経費の一部を保護者に負担していただくものです。

保育料の算定は、入園児童の世帯の市町村民税額と当該年度4月初日の前日時点での児童の年齢を基に行います。原則は父母の市町村民税額の合算で算定を行いますが、以下①②に該当する場合は同住所地番に居住する祖父または祖母の市町村民税額も算定に含めます。

①ひとり親家庭の場合で母（父）の合計所得金額が38万円未満（9月以降は48万円未満に変更）である場合。

②父と母がふたりとも合計所得金額が38万円未満（9月以降は48万円未満に変更）である場合。

なお、公立保育園、私立保育園、認定こども園（保育認定）、小規模保育室及び事業所内保育室に係る保育料は同額です。

※生活保護受給世帯については、保育料はかかりません。

※当該年度4月1日時点での児童の年齢が0歳から2歳の住民税非課税世帯及び3歳から5歳の全世界帯は保育料が無償となります。

4 マイナンバー

「行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用に関する法律（マイナンバー法）」の施行に伴い、保育園の申込み時にマイナンバーの記載が必要になりました。

「個人番号記載届」に、申込み児童及び同居している親族全員のマイナンバーを記載してください。申請受付時にはマイナンバーの確認及びマイナンバー法に基づく本人確認を行います。別紙（マイナンバーの本人確認に必要な書類について）を参考に本人確認に必要な書類をご持参ください。